

# 地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務

## 2 事業の目的

本県では、戦後一貫して増加を続けてきた人口が減少に転じつつあるとともに、人口構造も大きく変化し、今後急激に高齢化社会が進展することが予測されており、このような社会情勢のもとでも、埼玉県内の各都市が持続可能的に発展していく、新たなまちづくりが求められている。

この持続可能なまちづくりにあたっては、今後直面する人口減少かつ高齢化社会に適応したコンパクトであり、かつ地震や台風などの自然災害に強いレジリエンス性の高いまちを目指すことは当然のこと、近年のICT技術の急速な発展を十分に考慮したものであることが必要である。

また、まちづくりにおいては、本県は首都に隣接し人口の集中している地域や、郊外に市街地が点在している地域もあれば、人口減少がすでに始まっている地域や自然豊かな中山間地域もあるなど、産業、自然、文化などの特性や抱える課題は地域ごとに異なっており、これら特性や課題を踏まえたものであることも必要と考えられる。

そこで、これら地域の特性にあわせた持続可能なまちづくりの在り方を、(1)コンパクト、(2)レジリエンス、(3)スマートの3つをキーワードとして、調査・検討するとともに、その実現のためのプロセス、想定される負担と効果を明らかにし、今後まちづくりを担う各自治体における施策検討とその合意形成に資するものとする。

なお、本業務は、基礎自治体である市町村の管内全体ではなく、魅力ある拠点(＝リーディング街区)を設定し、この拠点を中心としてまちづくりを行うことを前提として調査・検討を行うこと。

## 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月24日(水)まで

## 4 業務の内容

### (1) まちづくりに係る取組事例の収集等

ア まちづくりの取組事例から特にコンパクトに着目して、全国で進められているコンパクトシティの取組(核となる拠点及び周辺の都市機能、当該拠点及び周辺に立地する施設、コンパクト化を誘導するための施策・事業等)及びその効果分析を行っている事例を収集・整理すること。

また、収集した事例については、県内への施策展開の参考とするため、人口や産業等において複数の指標を設定・分析し、県内の各都市との比較ができるよう地域特性を併せて整理しておくこと。

イ 県内の各市町が策定した立地適正化計画（関連する計画や施策等がある場合は当該計画や施策等を含む。）の内容を整理すること。

ウ 近年のICT技術の発展を踏まえ、人口動態や土地利用の状況等の地域特性に応じた都市の運営の効率化、魅力向上に有効な取組について、事例（効果分析を行っている場合はその手法や結果等を含む。）の収集・整理をすること。なお、事例はスマートシティに限らず幅広く参考となる事例があれば収集・整理すること。

また、収集した事例のうちスマートシティの取組については、県内への施策展開の参考とするため、アと同様に複数の指標を設定・分析し、県内の各都市との比較ができるよう地域特性を併せて整理しておくこと。

エ アからウで収集した事例を含めて、エネルギーの活用方法及びその効果（レジリエンスの観点での活用方法を含めること）について事例を収集・整理すること。

ア、ウ、エにより収集する事例については、適宜海外事例も含めることとする。

## （2）埼玉県における地域特性の整理分析

ア 都市構造に係る指標（人口動向、土地利用、都市交通、経済・財政、災害等約30指標程度）のほか、県や各市町村の策定している計画等の文献も活用し、県内の各都市・地域の過去・現在・将来の都市構造の特徴と都市構造に応じた課題を整理・分析すること。

イ （1）及びアにより整理した事項を踏まえて、埼玉県内の主な立地、機能集積エリアを類型化し、その特徴を整理すること。

## （3）県内におけるまちづくりにあたってのシナリオの検討

ア （2）で整理した類型をもとに、まちづくりにあたってのキーワードの1つである目指すまちのコンパクト化（コンパクトシティ）及びまちづくりの拠点であるリーディング街区のパターンを設定するとともに、まちづくりにあたってのシナリオを検討すること。なお、県内の地域特性を踏まえ必要となるパターン数を想定し、複数設定すること。

具体的には、県内の各地域が持つ資源、特性や課題に応じて、それぞれの街区において求められる機能や必要な施策等について具体化するとともに、コンパクトシティ実現に向けた合意形成のプロセス、リーディング街区の実現やコンパクトシティへの誘導効果の発揮に必要な条件を設定の上、リーディング街区設定からコンパクトシティに向けた実現シナリオ、期待される効果を検討すること。

なお、自治体などの事業主体が地域特性や都市機能、周辺とのネットワークなどに応じて、柔軟に検討ができるよう、設定するリーディング街区の各パターンについては、リーディング街区における施設、ICT技術やエネルギーの利用方法などにオプションを設けるなどするこ

と。

また、時間によるリーディング街区及びその周辺の変化が、リーディング街区に期待する効果の発揮に影響することが想定される場合は、時間軸を考慮しシナリオ検討を行うこと。

イ アの検討にあたっては、アで設定するリーディング街区やコンパクトシティを実現するために、都市計画法をはじめとする土地利用等に関する法令上必要な要件や手続等を整理すること。

ウ アの検討にあたって、(1)で整理した結果を踏まえて、以下の点を組み込むこと。

(ア) レジリエンスの観点からエネルギーをどのように活用するか。また、エネルギーを効率的に利用するにはどのようなまちづくりとすればよいか。

(イ) 街区外とのネットワーク形成、課題解決及び街区の魅力向上効果の促進のため、スマートの観点からどのようにICTを活用できるか。

#### (4) リーディング街区の具体化に向けた検討

ア (3)において設定したリーディング街区について、(3)で設定したシナリオに応じて、整備誘導する施設やインフラの規模、整備水準等を設定し、そのイメージ図を描くこと。

イ アで描いた図をもとに概算事業費を試算すること。

#### (5) リーディング街区の効果とその促進策の検討

ア (4)で提示したリーディング街区のコンパクトシティ実現に向けたシナリオ、リーディング街区に整備する施設に応じて、拠点形成の効果について検討すること。

具体的には、リーディング街区のパターンごとに、費用負担の主体及び効果の受益者を整理するとともに、リーディング街区整備及びICT活用によるコンパクトシティ実現に向けた効果促進及び追加効果の可能性を分析すること。

イ アの検討にあたっては(1)により整理した事例を参考に、可能な限り効果を定量化(定量化が難しい場合は定性的な分析を実施)すること。

なお、分析は、エネルギー関連指標のほか複数の指標(経済効果を含む。)を設定し行うこと。また、設定する指標及びその分析方法については、受注者の提案のもと発注者との協議の上決定する。

ウ リーディング街区を設定し市町村域においてコンパクトシティが実現した場合の都市集約による財政効果を分析すること。なお、分析は、行政コスト縮減の観点を含めた指標を設定し行うこと。また、設定する指標及びその分析方法については、受注者の提案のもと発注者との協議の上決定する。

エ リーディング街区を形成するにあたって、市町村への情報提供に資する活用可能な国の支援

策を整理すること。また、今後リーディング街区形成を通じた各地域でコンパクトシティ実現に向けた県の役割についても検討すること。

なお、国の支援策や県の役割については、分野横断的なものを含めて、各分野から幅広く整理・検討すること。

#### (6) 有識者等検討会との連携等

県が開催する有識者等検討会（3回程度を想定）について、資料の作成に係る支援をすること。また、発注者の求めに応じて参加するとともに議事録作成に係る支援をすること。

また、当該検討会による意見は（1）から（5）における調査・検討に反映させること。

本業務における調査・検討結果が、今後のまちづくりに活用できるよう、発注者と協議の上まちづくりに係るステークホルダー等に対してもヒアリングを行い、その内容を調査・検討に反映させること。

#### (7) 報告書の作成

（1）～（6）について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。（作業過程において作成したものを含む。）

- ・ 報告書 3部
- ・ 上記を電子的に記録した媒体（Word、Excel、PDF など） 2枚

## 5 その他

- （1） 事業の進捗については、発注者の求めに応じて適宜報告をすること。
- （2） 事業実施に係る打合せ、協議は原則として埼玉県庁又は埼玉県内で行う。なお、県が庁内打ち合わせ又は会議に参加を求めた場合は、適切に対応すること。
- （3） 本事業については、契約期間中に少なくとも1回中間整理を行い、（6）において開催する有識者等検討会に報告すること。なお、時期及び内容については発注者と協議の上決定する。
- （4） 4（2）ア及び（5）ウにおいては、県が別途発注予定の関連業務において収集するデータの活用を検討すること。その他業務においても、発注者の指示のもと当該業務との調整を図ること。
- （5） 本事業にかかる経費は、調査報告の作成、送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- （6） 県は本業務の報告書にかかる情報を原則として公開する。ただし、県に不利益が発生するおそれがある情報などに関しては、公開内容について協議に応じる。
- （7） その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。